

令和6年度（2024年度）第1回インクルーシブに係る検討委員会 議事録（要旨）

○日時：令和6年（2024年）12月16日（月）

午前9時～午前11時

○会場：県庁本館 審議会室

※本議事録（様式）は、知事挨拶及び委員の発言のみ記載する。

1 木村知事挨拶

県知事の木村です。委員の皆様には、御多用の中また急なお願いにもかかわらず、本検討会の委員をお引き受けいただき、心から感謝申し上げます。皆様には、日頃から県の教育、また福祉政策について、御理解また御指導いただいております、感謝申し上げます。

今回のインクルーシブ教育検討委員会について、県知事の立場ではあるが、教育委員会に是非とも検討していただきたいとお願いした。私自身、生まれつき左手に軽度な障がいを持っているけれども、障がいを持つ子も持たない子も、それぞれの可能性を最大限に引き出していくのが、教育であり、また究極の福祉だと思っております、教育と福祉こそ私の政策の2本柱、2本足だと思っております。そうした中で、熊本らしいインクルーシブ教育がどうあるべきか、また、個別の事案で県教育委員会または福祉の現場で悩んでいることを、委員の先生方に御議論、御討議いただきたい。特に、インクルーシブ教育の推進については、私たちの、県民の心も含め、多文化共生社会を実現するには、是非とも必要な発想である。一方で、これまで特別支援教育を中心に、積み重ねてきた、その障がい特性に配慮した、その子の能力を最大限引き出す教育というの、すばらしい取り組みをこれまでしてきたと私は思っている。今の時代に合わせて、また、世界の潮流にも合わせて、本県としてどうあるべきか。個別の具体の事例に即して、どういふサポートができるだろうか。その中で、教育としてその子の能力を引き出していくために、完全な答えはないかもしれないが、より良い、ベストはなくてもよりベターな方向を導いていけるかどうかというところについて、今日この委員会を立ち上げていただいた。

障がいの有無にかかわらず、すべての子供たちがその学びたい場所で学べるようにするにはどうすべきか、または逆に言えば、障がいのある子供たちが、安心して学んでいくこと、将来の夢を実現していくこと、生活していく力を培っていくためには、どういふ教育があるべきなのか、支援・配慮があるべきなのか。そういう観点から、委員の皆様には専門的な御議論をいただければと思う。

今日是非とも、冒頭、皆様に今回の検討委員会を立ち上げるに至った思いをお伝えしたく、時間をいただいた。それぞれの専門分野もあるだろうが、その専門分野を越えて、自由に御討議いただけるとありがたい。よろしくお願い申し上げます。

2 委員長、副委員長の選出

* 設置要項に基づき、委員の選出を行った

* 委員長：菊池委員、副委員長：西委員を選出

3 委員長挨拶

<菊池委員長>

知事の挨拶にもあった通り、この検討委員会では、インクルーシブ教育に関する熊本県の今後の施策や取組み、あるいは個別事案について検討することになっている。インクルーシブ教育は、日本ないし国際社会における大きな潮流であり、共生社会の実現といった、私たちの普遍的な価値観を醸成するためにも、そして実現するためにも、欠かすことのできない取組みである。私たちが主体的に熊本県に、そして熊本県から全国に発信できるようなインクルーシブ教育についての取組みを実現していきたいと思うので、委員の皆様には、多角的な立場から、御意見をちょうだいしたい。

4 会議の公開・非公開の決定

<菊池委員長>

会議の公開についてお諮りする。1つ目の議事は公開でと考える。2つ目の議事は、高校入試における合理的配慮についてだが、事務局、本人、そして保護者の御了解が得られていることから、こちらも今回は公開としたいと考えるが、いかがか。

それでは、(異議がないため)本日の議事は2件とも公開で進めることとする。

5 議事日程の決定

<菊池委員長>

次に、本日の議事日程の決定についてである。本日の日程は、1つ目の議事の協議を行い、その後、2つ目の議事の協議をしたいと思うがいかがか。

(異議なし)

6 議事

(1) 本県におけるインクルーシブ教育の在り方等について

<菊池委員長>

1つ目の議事について、事務局から説明をお願いします。

(事務局(特別支援教育課)による配布資料の確認と説明)

<菊池委員長>

質疑応答と意見交換を行う。

本日は第1回目の会であり、まずは各委員から、自己紹介を含め、インクルーシブ教育について、障がいのある子供の学び、あるいはその共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進等について、御自身の思いやお考えをお聞かせ願いたい。

<松本委員>

私は医療の立場で、20年位前から、県のこども総合療育センターや当院で、児童精神科外来をしている。教育の方では、心の健康アドバイザー制度があり、上益城でいろいろな学校の先生が症例等を持ち寄られる検討会に今まで携わってきた。

仕事をしていると、小学校や中学校に上がるなどの境目に来た患者さんが、今後の進路についてどうする等、いろいろな相談を受けてきた。診断がつくと、どうしても特別支援学級なり（特別支援）学校なりを希望する保護者も多く、診断書を書いている。保護者は学びの場に関する情報を持っており、診断書を強く望む方がいる。しかし、診断はついてはいるものの、子供によっては（通常の学級で）大丈夫ではないかと考える例もあるが、現状は特別支援学級に流れている子も多い。先ほどのデータにあったが、（特別）支援学級は右肩上がりに増えていて、学校現場や先生たちは大丈夫なのかなど、傍らで思いながら、この機会に皆様と協議できるとよい。

<足田委員>

熊本県臨床心理士・公認心理師協会の理事をしている。日頃、小学生から大学生まで、スクールカウンセリングをしている。いろんな背景を抱え、教育の場でどういった自分でありたいか悩んでいるお子さんや保護者の方たちの相談を聞くことが、今はとても多い。また、以前、小児科で発達検査等を行うこともあった。この子はどういう教育を受けたり、人生が送れたりしたらいいのだろうと検査を通して感じることもあった。子供たちというのは、いろいろな環境の中で、悩んだり、時につまずいたりしながらも成長していく姿を見てきた。子供たちがたくさんの可能性を秘めていることは、日々関わりながら感じる。私たちは特に心理面から関わっているが、どんな子供たちでも、自分の生きる権利をもって、自信を持ってやってほしい、育ててほしいという願いがある。この検討会を通して、そうした、様々な悩みを抱えている子供たちやその保護者の方、また学校の先生方などが、みんなが前向きに自分たちにできることは何だろうかというところが具体化できるよう、私も現場で聞いている数々の意見などを伝えながら検討したい。

<西委員>

私の娘は39歳になる。2歳半のときに、夫の転勤で東京に行き、それから高等学校卒業するまで東京にいたので、東京の教育を受けていた。当時から、娘にはてんかん発作があり、知的障がいも重度だったので、保育園で生活のリズムをつけようと保育園に通園した。学校に上がるときに、東京は多分進んでいる感じだったと思うが、周りのお母さん方から、当時の養護学校ではなく、通常学級に行きなさいと言われ、不安もありつつ、通常の学級に2年間通わせた。偶然、その通常学級は人数が少ない学級で1クラス26人だった。保育園のときは30人以上のクラスだったが、もっと少ない環境で1年生を迎えることができ、1、2年の間は通常学級で過ごした。26人という少人数の状況と、担任が（特別）支援学級の免許を持っている経験のある先生という良い環境で、いわゆるインクルーシブだと思うが、保育園からの友達がずっと一緒に上がってきた経緯もあり、本人も2年間とても楽しく過ごせた。ただ、3年生からは、クラスの人数が増えるという環境の変化や勉強も難しくなることから、教育センターからの提案もあり、通常学級から（特別）支援学級の方に移ることになった。娘が、通常学級から（特別）支援学級に移って、そのあと特別支援学校へ移ったという経緯をたどったこともあり、それぞれの学びの場を親とし

て経験した状況である。うちの子も発語が少ない方なので、どこにいたらこの子が笑顔でいられるかを中心に選んできた。保護者はさまざまな学びの場を望まれると思うが、そこが御本人が本当ににっこり笑って、毎日を過ごせているかどうかがとても重要なこと。時々、もしかしたらこの子はもう少し人数の少ないところの方が安心して暮らせるのではないかと思ったり、この子は通常学級でバリバリやっていけるのではないかと思う子もたくさん見てきた。だから、日本の教育は外国というか国連とかに見られると、少し閉鎖的というか、個別と言いながら排除しているのではないかと言われがちである。私としては、もう少し選べる場があった方がいいと思いながら、ここまでやってきた。もちろん、御自身が絶対ここで学びたいというのであれば、それを尊重しながら、でも、その人に対する配慮をどうするかを考えるのが、私たちのこういう場でもあり、学校教育の場でもあると考えているので、そういった御意見を是非いろんなところで発信させていただきたい。

<塘林委員>

社会福祉法人肥後自活団、大江学園の園長をしており、福祉施設関係者の立場。

この会は、どちらかという教育関係になると思う。文部科学省と厚生労働省の違いになるかもしれないが、同じ障がいという言葉であっても、教育界でいう障がいの概念と、福祉でいう障がいの概念が違うということが大きいと思う。大江学園は、以前は精神薄弱児施設と言っていた。今は知的障がい児施設で、昨今では、障がい児入所施設福祉型というように変わってきている。平成17年に福祉の中では、障がいの概念が3障がい、いわゆる知的障がい、身体障がい、精神障がいに一元化された。障害者自立支援法を経て、障害者総合支援法の中で動いているところだが、大江学園は知的障がい関係の施設だが、主たる障がいが知的障がいであって、もしくは知的障がいがなくても、例えば肢体不自由の方、もしくは盲聾唼の方でも、施設が受入れることができれば、入所することが可能になってきている。一方、教育界は学校教育法施行令の22条の3項の中の5つの障がいの概念で今もまだ動いている。歴史が長い盲学校、聾学校、そして肢体不自由の学校、そして知的障がい関係の学校と、病弱の方々のための学校だと思うが、こういった部分で教育と福祉がどうリンクしていくか、よく言われるノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンを考えていくことが必要だと考えている。

熊本県はものすごく教育と福祉が進んでいると個人的に思っている。知的障がい入所施設の施設長と知的障がい教育校の校長との連絡協議会を34年程前から毎年続けている。その中でいろんなことを意見交換し、子供たちがそのライフステージにあった中でどのように成長していくことがいいのか、もしくは、この重複障がいのある子供は、どちらの支援学校の方がいいのか、さまざまなことを考えていくのに、総合的で多面的な見方をしていくことがいいと、意見交換する場も設けてある。そういった中で、これから先いわゆるその多様性、ダイバーシティの、特にこのインクルーシブ教育ともう1つフルインクルーシブ教育があるが、それらの違い等をここで議論させていただきたい。

<菊池委員>

私は学識経験者ということで、この検討会に参画している。私は普段は熊本大学教育学部で教員養成に関わる仕事をしているが、専門は特に発達障がいや知的障がいのあるお子さんの、いわゆる心理学的な側面からの研究だが、最近では学校教育のシステムの中で、そういった子供たちの力を存分に伸ばしていけるか、ひいてはインクルーシブ教育をどのように進めていくかということの研究のテーマにしている。

先ほど事務局の説明にもあったとおり、現在の喫緊の課題は、いわゆる特別支援学級ないしは特別支援学校でその在籍数が右肩上がり増加し続けている現状である。事務局説明のとおり、障がいのあるお子さんたちのいわゆる支援の場として非常にニーズが高まっている現状、あるいは障害者差別解消法の施行といった要因があると思うが、基本的には、通常の学級が障がいのある子供たちにとって、そのニーズを満たすことがなかなか難しい、要するにかなりしんどいものになっているのではないかと、根本的にはあると思っている。以前と比べて、通常の学級の教育が非常に難しい状態が指摘されており、不登校の数も右肩上がりに増加していたり、あるいは教育観や子育て観などの価値観が非常に多様化していたりというような社会全体的な問題もある。いかにインクルーシブな通常学級を実現していくかということが、まずこの問題の一番のポイントではないかと考えている。

その一方で、先ほどサラマンカ宣言の話が出てきたが、実はサラマンカ宣言では、インクルーシブ教育の対象というのは、特に障がいのある方に限った話ではなく、例えば外国に繋がる児童であるとか、貧困など家庭環境等に問題のあるお子さん、そういったさまざまなお子さんも包括して対象としている。熊本県もTSMCの進出に伴い、外国に繋がる児童生徒がかなり増えてきており、また、経済的な格差も広がりつつある時代である。そのため、インクルーシブ教育を考えていく際には、障がいのある子供の施策だけでなく、他のさまざまな多様な背景を持つ子供たち、そういった子供たちについての施策といったものも、是非この中に含めて検討していくべきではないかと思っている。私は委員長ですので、委員の皆様からの意見を伺いながら、県の進むべき方向性、こういったものについて整理できればよいと考えているので、よろしく願います。

それでは、各委員からお考えや御意見をいただいたところで、先ほどの事務局からの説明に関する質疑応答を行いたい。

<松本委員>

資料ページ5の棒グラフについて。増加は、自閉症・情緒のクラスが増えているということだが、情緒がどれぐらいなどの内訳は分かるか。

<事務局（特別支援教育課 松本課長）>

自閉症・情緒障がい学級内の児童生徒の内訳は持ち合わせていない。グラフは、自閉症・情緒障がい学級としてのカウントである。

<菊池委員長>

内訳は分からないということである。平成19年より以前は、情緒障がい学級と呼んでいたものが自閉症・情緒障がい学級になったので、増加の部分は、自閉症をはじめとする発達障がいのあるお子さんの増加がおそらく著しいだろうということは予測ができるが、細かな内訳は統計上あらわれてこないところであり、内訳は分からないということである。その他、いかがか。

<西委員>

何年か前に高等部（高等学校）の通級指導教室が開設されて、何校か少しずつは増えているが、その需要というか希望者もやはり増えているのか。

<事務局（特別支援教育課 松本課長）>

高等学校における通級指導は8校で実施している。通級を利用する高校生の数は、さほど増えてはいない。高等学校に上がった段階で、自分は通級は必要ないという生徒がいるため。友達と一緒に上手くやっている子たちもいるが、実際は配慮が必要ないかと言われるとそうではなく、どういうふうにして、より利用しやすくするのかなどが今の課題となっている。通級を利用している生徒にとっては、自分の本心を仲間に見せられる、共有できるところで、自分の居場所として非常に安心する場となっていて、通級のある日は欠席しないと言う生徒もいるように聞いている。

<菊池委員長>

私からも、この高校での通級について少し詳しく御説明いただきたい。高等学校における通級による指導は、いわゆる加える形での実施と替える形での実施がある。加えるというのは、いわゆる通常の教育課程、高校での教育課程に加えて実施して単位化するもの、そして、替えるというのは、選択科目の枠内で単位に換えていくというもの。これは学校によるかもしれないが、こういった形態が多いのか。これがおそらくその通級を利用するかしないかといったハードルとも関係するので。そして、あともう1つは指導体制について。通級による指導を御担当の先生方、これはどのように確保されているかということについて御説明いただきたい。

<事務局（特別支援教育課 松本課長）>

御指摘のとおりで、加える形と替える形がある。加えるという形は7校時目、6校時目が終わって、その時間を付け加える形になる。替える形は、教育課程の中で入れ替えており、加えるという形にはならない。替える学校が2校、6校が加えるということで、御指摘のように指導、授業の時間帯で少しハードルが高くなっている部分もあるように感じている。

それから指導体制だが、こちらの方は高等学校の中で、その学級（通級による指導）を担当する方を選んでいる。特別支援学校の免許を持っている担当者もいるが、そうでない場合もしっかりと対応している状況である。

<菊池委員長>

では、この件について意見交換を進めていきたい。もちろんインクルーシブ教育を進めるということに関しては、段階的な取組みが必要だと考えている。来年度もこの検討会も2回の会議が予定されている。先ほどの質疑応答も含め、今後取り組むべき方向であるとか、次回までに確認しておいてほしいことなど、各委員から御意見をお願いしたい。

<松本委員>

インクルーシブ教育を醸成させていくためには、一気にはできないことだろうと思う。幅広すぎるのが1つの課題で、インクルーシブ教育を進めていくためには、いろんな角度から積極的に意見を交わしていかないと教育現場は大変。これは教員の確保の問題や他職種を入れるかどうかなど、いろんな検討が要る。また、保護者へこういう学びの場ではこういう問題が生じる可能性があること、対応が大丈夫なのかも含めて、保護者への説明などの対応も必要。私は医師なので、ただ診断があるからこうではなく、医師として、質の高い本人に対する見立てというか、そのようなものが必要になってくると思っている。幅広い考えを持ってやっていきたいと思っており、具体的に何を確認してほしいというのは、今のところない。

<疋田委員>

8ページの子供の対応に係る課題ということで、実際に学校訪問等を通じて聞いた職員の声で、教職員の理解に差があることが義務教育でも高等学校でも書かれているが、私もスクールカウンセラーで常々感じているところ。こうしたところに、学校の先生だけに理解してくださいというのはなかなか難しいところもあると思う。

例えば医療との連携や福祉との連携について実践しているところがあれば、今後のヒントになると思うので聞いてみたい。

スクールカウンセラーとして個別に対応しながら、こう障がいや生きづらさへの理解や対応についてお伝えすることがあるが、スクールカウンセラーは月に1回しか行かない場合もあり、十分な理解や実践をしてもらえるか分からないところに難しさを感じている。他職種との連携で実際にどういったことがなされているか、また、学校の手職種に対する希望や期待として何かあるのか聞いてみたい。

<菊池委員>

学校の関係者にどのような実際の現場での課題があるか、あるいはどんな取組みを行っているかといったようなことをもう少し詳しく。これは例えば次回以降、実際に学校現場の関係者の方に、例えばオブザーバーとして参加していただいて意見聴取するといったようなことも考えられると思うので、学校校長会でもいいが、実際にインクルーシブ教育の取組みを推進しているような学校での実践等について伺いする機会も設けてもよいと思

う。

<西委員>

私の娘は重度であると申し上げたが、今やはりグレーゾーンと言われる軽度の方々は、通常の高校に行く方がたくさんおり、その部分のケアが足りていないと感じている。実際に高校まで行った、大学まで行ったという方で、企業に就職してから困り感が顕在化することがある。学校だといろんなところで先生方は勉強し、周りの方も対処しておられて、困り感が見えてなかった、御本人も気が付いていない、保護者も気が付いていないというか、この子の個性という形で受けとめている。しかし、実際企業に勤められて、あれができない、こういうことが上手くいかないということで挫折し、仕事を辞めてしまう方が今本当に多いと考えている。もちろん仕事ができるだろうという思いで企業は採用されるが、親として気になるのが、御本人が自分の困り感を分かっていない場合と、困り感はあるがそれを人に伝えられない場合が多いと思う。企業に行って、最初に僕はこういうことは苦手です、私はこういうことに関してちょっと難しいところがありますと御自身が訴えることができるような学校教育、小さい頃から助けを求めたり、一緒に何か頑張ったりするような体制をインクルーシブの中で進めていけたら、もっと世の中に出たときに、その方々が仕事を自分の仕事として続けられるのではないかと思うので、そういう意味での学校教育を内容の1つに加えていただきたい。特に通常高校の場合は、先生方もたくさんの支援が必要な子供たちを受入れているわけではないので、個別の対応に追われてしまっている状況だと思う。考え方が極端かもしれないが、外国のように、小さい頃から通常学級とか特別支援学級ではなく、座るところはどこでもいい、先生たちがいっぱいいて、もちろん今の学校の先生の不足は分かるが、全体的に教育そのものが特別支援教育になればいいと思っている。その中で、もっと僕は勉強したい、私はこういうところを専門にしたいという方々が別の形で教育を受けられ、ノーベル賞をもらうとかそういうことになればいいと感じている。特に私の子供が小さい頃にそういう経験をして、みんなが一緒に、みんなと一緒に考えるクラスだった。今は本当にそこがなかなか難しいと思う。

<菊池委員長>

先ほど松本委員のお話にもあったが、インクルーシブと言ってもその幅が非常に広い。障がい非常に重度の方から軽度の方、あるいは、その障がい種別によっても、それぞれ必要とする支援は違う。例えば、身体障がい等であれば、いわゆる施設のバリアフリー化が一番重要になるが、知的障がいになると教育課程をそもそもどうするかというように、考えるべきことが非常に多岐にわたる。この検討会ではそのあたり少し整理しながら、障がいと我々は一言でまとめてしまうが、障がいのある10人の方には、10のそれぞれの困りがあるわけで、その辺りを踏まえて整理して考えていかなければならない。例えば、全体的にこういった施策でいいと言っても、それは一人一人のニーズに細やかに沿ったものになっていないこともあるので、どういう方でどういう障がいのある方なのかということ念頭に置いて整理しながら、議論を進めていく必要があると思う。障がいということ

で議論しても、頭にあるのは身体障がいしかないようであれば、それは知的障がい、あるいは精神障がいの方のニーズには合わないものになるだろうし、またその逆もしかり。そういった点を整理しながら考えていくべきだと思う。

<塘林委員>

先ほど疋田委員もおっしゃったが、8ページのそれぞれの学びの場における障がいがある子供への対応に係る課題というところで、3点ほどお話しする。

特別支援学校の先生方は、特別支援教育の専門的なことを大学等で学び資格・免許を持っていると思うが、いわゆる普通高校、地域にある小学校中学校の教職員の方々がベースとなる特別支援教育の課程を受講されて免許を持っているのか、熊本県内の、熊本市内の先生方がどのくらいのパーセンテージでいらっしゃるのかということを知っておくべきではないかと思う。それを前提に話していかないと、片や子供たちはその地域の小学校中学校で、統合教育の中で学んでいきたいと思っても、子供たちが30人いる中に、2人から3人の方々が何らかの障がいがあるということで、やっぱり先生方も難しいだろうし、専門性も発揮できないのではないかと思う。

2点目は、先ほど知事も熊本県独自のインクルーシブ教育システムを構築していくことができるといふことを言われたが、教育界では障がい種別によって学校がセパレートしている。しかし、日本には障がい種別に分かれていない特別支援学校が何ヶ所かあると聞いている。熊本県の新しいインクルーシブ教育を構築していくときに、やっぱり先進県の先駆的な事例をちょっと紹介してほしい。

3点目は、おそらくこの委員会が設置されたのは国連の勧告の部分、日本のインクルーシブ教育が実際は違うといふことを言われた。この勧告には法的な制約はないだろうが、その中でも外国の教育システムがどうなっているのかを参考にしながら、この委員会で検討していく必要がある。

<菊池委員長>

1点目の、現在の熊本県の教員が、例えば、特別支援学校、特別支援学級ないしは通級の担当者がどれくらい免許を保有しているかとか、あるいは研修に関して言えば、教育委員会が悉皆研修を進められていたかと思うが、受講率などのデータを次回良ければお示しいただきたい。

もう1点は、いわゆる総合支援学校のこと。熊本県は基本的にはそれぞれの教員、対象の障がい種別に分けた形の特別支援学校を開設しているが、実態としてはかなりその枠にとられず、かなり幅広いお子さん方を受け入れている。主たる障がいは何かに応じてある程度変わるが、他県ではいろんな事情があるかと思うが、他県では総合支援学校という形で障がい種別を特化せずに受入れているところかなり増えているので、そういったことについても、他県の事例等を調べて示してほしい。

最後は、国連からの指摘も受けての日本のインクルーシブ教育システムについてのあり方だが、国際的に言うと、先ほど塘林委員からフルインクルージョンということもお話が

あったが、いわゆるフルインクルージョンのシステムを入れているのはイタリアのみなので、イタリアの教育制度についてとか、あるいは、その他日本とかなり教育制度が近いアメリカの実態であるとか、そういった国際的な比較を資料として示してもらえるとよい。ただ一方で、熊本県独自ということ考えた場合には、さまざまな法令等があり、どこまでできるのかという問題もあろうかとは思いますが、1つの議論の参考にするための資料を作っていたいただきたい。

<西委員>

私ども手をつなぐ育成会は、全国手をつなぐ育成会連合会という全国組織で、本人をいかにして会議等に参画させるか、本人がこういう場にも参加し、自身の意見を出すかを委員会で検討している。これまで身体の方々も参加しておられ、私は親としてしか参加ができないわけだが、親も本当の本人の気持ちを分かっていないのは先ほど話したとおりである。御本人の気持ちをしっかり受けとめるためには、御本人からお話を聞くしかないと思うので、これからの会議で、あらゆる障がいの御本人のお話も是非入れていただきたい。

<菊池委員長>

西委員の御意見はもっともだと思う。やはり当事者がどのように考えているか、インクルーシブ教育を進めていくにあたって当事者の意見を尊重することは必要なことだと思うので、次回以降の会議において、当事者の方の意見を聞く機会を確保させていただきたいと思う。当事者の方にもいろいろなニーズ、それぞれのニーズがあるので、特定の方に限らず、幅広く意見を聞く機会をこれからの検討委員会を開催するにあたって検討していければと思う。

<松本委員>

先ほどの続きで、やはり幅が広いことは間違いなく、私は精神障がい専門なので、荒れたお子さんも障がいの中に入るし、反対にものすごく支援の必要な、例えば気管切開して人工呼吸器をつけているような子たちもいる。手厚い養護であったり介護であったりが必要な子たちも含めてインクルーシブ教育とすることにもなるかもしれない。今日は1回目の会議なので、少し抽象的なところだろうと思うが、この会が長いスパンといえども建設的に進めていくためには、ある程度絞り込んでいく必要があるのではないか。教育庁としてある程度、熊本なりのインクルーシブ教育のビジョンというかその骨子を作っていたいておくと話しやすくなるのではないかと思う。それを基に協議しないと余りにも広いような気がして前に進むかが心配である。

<菊池委員>

この検討会の建て付けがどうなっているのかという話に関係するかと思う。教育振興計画の中に、特別支援教育のビジョン等を多分入れられていると思うので、例えばこの委員会としては、むしろその建て付けや今後の改定に向けて、こういった視点も必要ではない

かというような意見を述べる場であると良いと理解している。今回は具体的に進めている事業を出してもらっているが、教育振興計画等の中における位置付け等を整理してそれを示しいただくとよいと思う。

たくさんの意見をありがとうございました。皆様からの意見を受け、次回の検討事項にどのような資料を示し、それで議論を進めていくか。学校教育関係者に参加いただいて、実態をお伝えいただく、あるいは当事者の意向を確認するとか、そういったことを次年度以降、この検討会において継続する方向性でいきたいと思うが、皆様それでよろしいか。

(了承)

(2) 高校入試における合理的配慮について

<菊池委員長>

これから2つ目の議事について事務局から説明があるが、本日お越しの保護者からも御発言の意向を伺っている。御発言について、今日のレジメの資料4ページの設置要項の第5条第2項において、委員長が特定分野の専門的知見が必要になるなど、特別の事項があると認める場合には、関係者に出席を求め、意見を聞き、または資料の提出を求めることができる。事務局説明の後、保護者からの御発言を認めたいと思うがいかがか。(承諾)

(事務局(高校教育課)による説明)

<菊池委員長>

では、保護者の方から、御発言を申し出ておられるので、事務局説明に関する補足等の発言を5分程度でお願いします。

(保護者による経緯の御説明及び御意見)

<菊池委員長>

事務局の説明を受けまして補足発言をいただきましたけれども、本事例について、入試における合理的配慮が1つ大きなポイントとなっているが、現在高校教育課で考えている合理的配慮の内容について教えていただきたい。

<事務局(高校教育課 坂本課長)>

先ほど保護者の方がおっしゃった合理的配慮の要望については、2ページで学力検査の問題の選択肢問題への変更等の記入はしているので、それについても考慮している。現時点でまだ検討しながら進めているところ。まず1つ目が支援者のこと。支援者については、現時点では、前回の高校入試でも支援を行った県教育委員会の指導主事を配置し、別室等で受検手順の指示や解答欄、解答方法の指示をしながら、受検を実施するような形で考えている。問題文についても読み上げ、その他については、今実施を含めて検討しているところ。

続いて面接のことだが、面接についてもその指導主事等による支援をしながら行うことで予定している。現在返答について、それを点数化することについてどのようなことができるかを検討しているところ。言葉で出るか出ないかをどのように評価するかについては検討しているところ。

(3)の学力検査については、選択問題への変更等は他の受検生との公平性の観点から現時点では困難だといっている。

<菊池委員長>

それでは、ここまでの事務局からの説明について委員の皆様から何かお尋ねはないか。

<西委員>

やはり高校受検になると義務教育はもちろん外れる、今のところ外れるわけなので、やはり通常の高校だと学力検査でしか今のところ判断できないという形になっているのか。

(特別)支援学校の高等部の場合は、ある程度、絶対この人数で切るといようなことはなかった気もする。

<菊池委員長>

御質問ですので、事務局の方から御回答いただきたい。

<事務局(高校教育課 坂本課長)>

試験の種別にもよるが、基本的には中学校から提出される調査書と学力検査によって選抜するのが基本である。中には学力検査を課さず、面接や作文、別のもので評価することもできることになっている。

<菊池委員長>

特別支援学校の定員については、特別支援教育課から回答いただいた方が良いと思うが、どのような形で設定されているか。

<事務局(特別支援教育課 松本課長)>

基本的に特別支援学校は希望者数を見つつ、定員の設定を行う。いずれかの学校には入学できるという形で特別支援学校は設定している。

<菊池委員長>

いくつか整理したりしたほうが良いと思う。

まず、後期中等教育という言い方を高等学校段階ですが、いわゆる一般の高等学校と特別支援学校の高等部がこちらに含まれる。例えば、特別支援学校の高等部を卒業すると、これは高卒と同じであると扱われ、例えば、大学受検も高卒と同じように扱われる。つまり、特別支援学校高等部も高校であるということには間違いがないということである。そ

の上で、現在義務教育ではないという話があるが、ほとんどのお子さんが高等学校ないしは特別支援学校の高等部に進学するという実態も含めて考えると、いわゆる義務教育に準じたものであるというのは、社会情勢的にそういうふうに使われている実態だと思うので、その中で、どのように例えばインクルーシブ教育を進めていくかという点で、まず入試における合理的配慮を踏まえながら検討していくことが必要だろうと思う。ただ、その一方で、高等学校はいわゆる小学校中学校と違って、校区によって行く学校が決まっているわけではなく、それぞれ希望する学校へ分かれていくわけで、ある種の選抜を行わざるを得ない実情があると思う。やはり根本には選抜をある程度しなければならないが、その選抜において、障がいがあるが故に不利益を被ることがないように、どのような工夫や取り組みができるかが今問われていることではないかなと理解している。このように整理したときに、今高校教育課が検討されている合理的配慮がこれで良いかどうかということも含め、あるいは、高校入学後にどのような合理的配慮が実際の高校におけるカリキュラムの中で可能なかということも含めて検討する必要がある、当事者ないしは保護者と合意形成を行っていくということが重要だと思うが、委員の皆様いかがか。

<塘林委員>

いろいろと御説明、また保護者の方の思いを聞かせていただいた。今大江学園には、未就学児が4人と小学生が10人と中学生が14人と高校生が13人いる。早い子供たちは年齢の小さいときから来ているが、基本的にどこの学校に就学するかは地域の中の普通学級を目指すというところで、園内で保育を行っている。就学前の教育が大切だということは皆様も御存知の通りかと思うが、その中で、今のシステムでは就学指導委員会（現在は、教育支援委員会）に諮っていく。先ほどの説明の中にあっただが、平成25年から保護者の御意向でもいけるような形にはなってきたと思う。ただ私自身は、子供たちの親代わりとして、子供がどういったところで学ぶと健やかな成長が得られるかという観点から、職員といろいろな見方をしている。保護者の思いとしては、自分の子供は通常学級で学ばせたいと言われる方もいるが、私たち職員から見ればちょっと難しいのではないだろうかとも考えることもある。年齢を重ねていく中で、小学校や中学校、ときには、小学校の中学年までは地域の特別支援学級に通っているが、足が向かなくなると、小学校3、4年生から特別支援学校の小学部が変わるといった形も何回か経験している。高校になると受検があり、現中学3年生が今うちに6人いるが、みんなそれぞれ支援学校を受検する。私が施設長になってもう20何年になるが、中には、特別支援学校希望だったが、受検して不合格になった子供も実際に2人ほどいる。これはあくまでも私の個人的な意見だが、やっぱり学力選抜、要は何でもそうだろうが、資格を取る試験とかいろいろなことには、必ず基準や枠がおそらくあると思う。ただ今回の場合は、定員が割れている中でどうして不合格なのかと。そこは合理的配慮がなされていないのではないかとということなのだろう。先ほど松本課長がおっしゃったが、特別支援学校を受検される方は基本的には2次募集等を含めて全員合格できるような感じでいくのだろうが、過去の本園の2人は明らかに特別支援学校に通う子供ではなかったということでおそらく不合格になったのではないかとその2人に説明した。結果2人は、やっぱり自分は通常学校の2次募集を受けるといった形になった。

あくまでもやはりこのシステムがそういう形になっていると思う。このシステムがこれから先この議論をしていく中でどう変わっていくか、もしくは、新たな熊本独自のいろいろな仕組みを見出していくかということになってくると思う。2年ほど前から18歳成人になった。あくまでも子供が18歳に到達するまでは、保護者の親権という権利がある。私は、どうしても保護者が親権の効力が出せない場合は、親権代行という形で、児童施設の施設長として判断していくところが出てくるが、その気持ちが本当の保護者と実際にイコールかどうかということと分からない部分もある。子供がその学校に行くことによって、本当に社会で活躍するかどうかというようなところの気持ちと、あとは、いわゆる高校、義務教育から外れたところの、その後期中等教育の中で、どのような形で、合否が判断されるかということころは、多分なかなかうまく具合にマッチングしていくっていうのがやっぱり難しいのかなということころが正直な気持ちだ。ただ、難しいとは思いますが、保護者の方の訴えと国連から言われている勧告というのは、やはり何らかの形で解決していく、もしくはそこを考慮、配慮していくことが必要だと思う。それが本当に見い出していけるかどうかは、なかなか難しい部分もある。できれば実現していきたいという思いはある。

<菊池委員長>

なかなか難しいことで、特別支援学校の高等部に入る場合にも、受検は一応設定されていて、少なからず、対象のお子さんではないということで落ちた例もあることを挙げていただいた。

<松本委員>

合理的配慮に出くわすケースはしょっちゅうある。受検だけでなく、夏休みのプールのときにウェットスーツのような長いものを着させてほしい、授業中のイヤーマフの着用、受検の際の別室受検を許可してほしいなどである。合理的配慮を求めるために診断書が必要ということで医師として診断書を書くが、その時々でやっぱり悩む。なじみの患者さんだとこの人本当にこうだと考えられるが、診断書がほしいときだけ来られる方もいらっしゃる。そうなったときは、私の書いている診断書がやはりある程度の信憑性がないといかんだらうということころがあるので、どうすべきかととても悩む。そのような中でも、合理的配慮に沿った診断書を書くことがほとんどだったと思うが、これは医師という立場からすると、診断書が全てではないと思うがある程度の効力があるのだらうと思う。この診断書が間違っていたらどうしようかと悩む。だからこそ完全配慮はできなくとも合理的配慮は必要だと思うので、その範囲とか基準とかがあれば、どの医者もある程度の悩みぐらいで終わるのではないかと考えている。

<菊池委員長>

その合理的配慮のいわゆる範囲というか、これを決めるのがなかなか難しい。どういった配慮が必要なのかは個々の事例によって変わるわけで、それを十把一絡げにここまで認められますとか、そういったものを基準として設けるっていうのは非常に難しい。ただ基

本は、公平性をあくまできちんと担保した上で、本人が障がいによる不利益を被らないように調整ができるかということではないかと思っている。あくまで入試であり、この検討会等で入試制度を変えられるものではないので、いわゆるコンプライアンスを重視しながら、公平性を担保した上での合理的配慮の提供としてこういった内容が検討できるということを、事務局で今一度しっかりと保護者と合意形成を図るための検討、建設的対話を重ねていただくということが必要ではないかと思う。この検討会で入試制度の細かなところまで踏み込むわけにはいかない。あくまで高校の入学判断は、その学校長に権限があり、法令上でそうなっているので、検討会でどうこうということはできないが、少なくとも障がいによる不利益が生じないように最大限に調整しながら、そして、公平性を担保する入試のあり方を検討いただく必要があると思う。特にこの公平性という点に関しては、例えばその問題のいわゆるレベルであるとか、内容変更はさすがに公平性という点では難しいのではないかと個人的には思う。そして、その慣れた介助者というところによる介助であるとか、あるいは意思疎通の補助といったところも、さすがに利益相反が介助者にあるという場合には、入試の公平性という点でちょっと難しいのではないかと思うが、可能な限り事前に担当者が意思疎通を図れるように、何度もコミュニケーション事前にとっておくであるとか、そういった点での建設的な配慮が必要ではないかなと思う。

松本委員、ちょっとお伺いするが、例えば希望ヶ丘病院には、院内訪問学級があると思うが、例えば高校の訪問学級みたいなものは、考えられるか。

<松本委員>

必要ならば設置できたらと思う。入院してこられるとやっぱり行き場がなく、教育を受ける場がない。だからあったらいいと思う。

<菊池委員長>

実は、学習指導要領上で高校はいわゆる特別支援学級の設定がないので、どうしても学習指導要領に沿った高校の教育課程を考えていくと、なかなか多様な学びの場が難しいというのが実態だと思う。ただ、高校の独自科目の中で、例えば自立活動的な内容を扱うであるとか、あるいは、少し分けたような多様な場を設定するというような意味で、もう少しいろんな工夫ができればいい。そうやって高校全体としても、高校の教育課程全体としても、多様な背景を持つお子さんを受け入れるような仕組みを整備することができればいいと考えている。

繰り返しになるが、本日の意見を踏まえて、合理的配慮に関する合意形成に努めるように、建設的な対話を是非事務局の方で行っていただきたいと思う。また加えて、公平性を担保した高校入試の実施というところで、何をもちて公平とするのかということについては、いろんな議論があろうかと思うので、そのところをまた事務局で協議いただきたい。

<西委員>

先ほどの保護者の御意見にもあったが、先駆的な国内の取組みを少し見てみたい、知っ

てみたいと思うので、情報を集めていただき、どんなところがいい点なのか、熊本に落とし込んだときにどうなのか、何かできることがあれば真似すればいいと思うので、検討課題にしてほしい。先進事例の研究という形もこの会議の中に入れていただきたい。

<菊池委員長>

それでは、他県の状況等についても事務局で研究していただき、次回以降の会議でお示しいただきたい。本日の議事は以上とする。

5 閉会

<白石教育長>

御礼